

#### 4.2.3.4 水質保全対策

4.2.3.3 において、川辺川ダム貯水池運用による水温変化、濁水、富栄養化現象の予測を行った結果、川辺川ダムでは、水温変化、濁水現象が発生するおそれがあるものと考えられる。

そこで、この水温変化、濁水現象に対して、川辺川ダム貯水池運用による影響を極力軽減し、放流水の水質を現在の水質に近づけるため、水質保全対策を講ずるものとする。

##### 1)水質保全対策の手法

貯水池における濁水等の水質変化現象に対する水質保全対策は、濁質等原因となる物質の発生や貯水池への流入を抑制する方法(以下「流域対策」という。)と貯水池内で行う方法(以下「貯水池対策」という。)に大別される。

川辺川ダムでは、発生するおそれのある水温変化、濁水現象に対する貯水池対策として、選択取水設備の設置、その効果を補う清水バイパスの設置、濁水濁水発生抑制策としての水位維持施設の設置を行うこととしている。

また、流域対策としては、ダム湖周辺植栽と地すべり対策の実施、ダム上流での砂防事業などにより濁水要因の抑制を図る。

なお、富栄養化現象の発生する可能性は低いと予測されるが、代替地の生活排水の高度処理や湛水区域内の立木等の伐採、除去等を実施する。

